

特別金利定期積金 マンスリースマイル 商品概要説明書 (平成29年9月1日現在)

商品名	特別金利定期積金 マンスリースマイル
取扱日	平成29年9月1日～ ○取扱いの終了期間は特に定めのないものとしますが、情勢に変化があった場合は取扱いを中止します。
ご利用頂ける方	○個人のお客さまで以下のいずれかのお取引のある方 ① 給与振込 ② J Aローン ③ J Aカード ④ J A共済
対象商品	○対象商品・・・個人向けの定額式定期積金 ○対象契約期間・・・1年以上 ○対象掛込金額・・・掛込月の掛込金額が5千円以上の契約に限ります。 ○対象掛込方法・・・掛込周期は1か月とします。なお、掛込方法は当J Aの普通口座（総合含む）からの自動振替契約に限ります。 本商品は掛金の一括掛込、先掛け、満期日の繰り上げはできません。
中途解約時の取扱	○原則、中途解約は出来ませんが、やむを得ず中途解約された場合は、中途解約日現在の普通貯金利率となります。
給付補填金 (1)適用利回り (2)税金	○契約期間に応じた金利となります 契約期間 1年以上3年未満 (12回～35回) の場合 店頭金利+0.20% 契約期間 3年以上5年未満 (36回～59回) の場合 店頭金利+0.25% 契約期間 5年以上10年以下 (60回～120回) の場合 店頭金利+0.30% ○20% (国税15%, 地方税5%) の分離課税となります。 但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%, 地方税5%) の分離課税となります。
貯金 保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理 措置および 紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融推進課(電話:0187-42-8092)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県J Aバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当組合金融推進課または秋田県J Aバンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県J Aバンク相談所にお申し出ください。)
その他	○他のキャンペーンとの併用は出来ません。